

# 香港に「農林水産物・食品」を輸出しようとする事業者の皆様へ

## ～証明書手続の簡素化及び改善について～

令和元年10月18日

- ①茨城県、栃木県、群馬県、千葉県（4県）産の野菜、果物、牛乳・乳飲料・粉乳  
②福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県（5県）産の食肉、家禽卵、水産物を輸出する場合に添付が必要な放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書<sup>(＊1)</sup>の手続について、事業者の皆様の利便性向上を図るため、簡素化、改善を行いました。

(＊1) 輸出事業者証明書は、①茨城県、栃木県、群馬県、千葉県（4県）産の野菜、果物、牛乳・乳飲料・粉乳に限って必要（放射性物質検査証明書は、①、②いずれの場合も必要）です。

1 令和元年10月18日から、①4県産の野菜、果物、牛乳・乳飲料・粉乳、②5県産の食肉、家禽卵、水産物<sup>(＊2)</sup>を輸出する場合に必要な放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書<sup>(＊1)</sup>の手続を、全国の地方農政局等でできるようになりました。

- ・ これまで一部農政局<sup>(＊3)</sup>に限られていた放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書の申請受付・審査を最寄りの地方農政局等で行えるようになりました。<sup>(＊4)</sup>
- ・ 両証明書の交付を、郵送又は、各地の地方農政局等の窓口で行えるようになりました。

※農林水産省が発行する輸出証明書の交付（受取）機関一覧のリンク

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/pdf/juryo\\_kikan.pdf](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/juryo_kikan.pdf)

(＊2) 水産物はこれまで通り水産庁で対応します。

(＊3) 放射性物質検査証明書は東北農政局及び関東農政局のみ。輸出事業者証明書は関東農政局のみ。

(＊4) 両証明書は同じ地方農政局等に申請する必要があります。

2 令和元年8月15日から、放射性物質検査証明書の申請時に必要な放射性物質検査に係る手続を簡素化、改善しています。

### ① 一部の品目について、放射性物質検査の実施要件を見直しました。

野菜、果実（生鮮品）について、同一品種、同一ほ場及び同一収穫期である産品が複数回にわたって輸出される場合、初回輸出時の放射性物質検査報告書を2回目以降の輸出時に再利用することができるようになりました。これにより、検査に係る費用等の負担を減らすことが可能となりました。

### ② 検体採取時の立会者の範囲の追加及び立会頻度の縮減をしました。

- これまで検体採取時の立会者は、都道府県及び国の職員に限られていましたが、これに、放射性物質検査の実施機関の職員、農業協同組合の職員及び公益法人の職員等を追加し、検体採取のスケジュール調整がやりやすくなりました。
- これまで検体採取の立会頻度は、牛肉は毎回、牛肉以外は初回輸出時及び2ヶ月毎でしたが、現在は品目に関わらず初回輸出時及び6ヶ月毎に変更し、検体採取に係る負担が少なくなりました。

**③ 放射性物質に関する登録検査機関に、厚生労働大臣に登録している検査機関等が追加されました。**

これまで香港向け食品輸出の放射性物質検査については、国際試験所認定協力機構(ILAC)の多国間承認取決に署名している認定機関から、放射能測定に係るISO/IEC 17025の認定を受けている検査機関のみ認められていましたが、これに厚生労働大臣に登録している検査機関等が追加され、選択の範囲が広がりました。

- 3 詳しくは、当省HPの「輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領」を確認していただくか、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

※ 「輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領」のリンク

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/index.html#7](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html#7)

※ 地方農政局等（輸出証明書の申請窓口）一覧のリンク

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/pdf/syoumei\\_mado.pdf](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/syoumei_mado.pdf)